

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成17年度及び18年度包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

平成26年8月11日

船橋市監査委員 中 村 章
同 増 田 尚 功
同 浅 野 正 明
同 高 木 あきら

17年度	監査対象機関		児童家庭課	結果措置報告年月日	平成26年6月4日
ページ	項目	区分	事 項		措置状況
106	7-(2) -①	監 査 結 果	母子寡婦福祉資金の償還に関する違約金を徴収するに当たって、滞納者の生活状況や現況等を把握した上で審査し、徴収又は不徴収を決定する手続きが行われていない。		平成19年度から、違約金徴収又は不徴収の事務手続きを開始しており、措置済み。